

第 7 1 号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定につ
いて

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和 3 4 年八王子市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～8 （略）</p> <p>（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 1 2 条、第 1 5 条、第 1 7 条及び第 3 0 条の規定の適用については、第 1 2 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。</p>	<p>附 則 1～8 （略）</p> <p>（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 1 2 条、第 1 5 条、第 1 7 条及び第 3 0 条の規定の適用については、第 1 2 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において</p>

以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第30条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第34条第4項」とあるのは「地方税法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、**第35条の3第1項**又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

11～25 (略)

「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第30条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「地方税法附則第34条第4項」とあるのは「地方税法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

11～25 (略)

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。